

定期監査結果報告書

- 1 監査実施期間 令和4年10月6日から令和4年10月11日まで
- 2 監査対象年度 令和4年度
- 3 監査の実施日及び対象機関名

実施日	対象機関名
10月6日(木)	黒石小学校、中郷中学校
10月7日(金)	六郷小学校、黒石東小学校
10月11日(火)	東英小学校、黒石中学校

4 監査の着眼点及び実施内容

本監査は、令和4年度の財務に関する事務の執行について、黒石市監査基準（令和2年黒石市監査委員訓令第1号）に基づいて実施したものである。

監査にあたっては、支出負担行為決議書及び支出命令書等、旅行命令簿、時間外（休日）勤務等命令簿、備品保管簿などの関係諸帳簿及び証拠書類を提出させ、担当職員に説明を求めるなど、主に法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性が確保され、適正に執行されているかを重点として実施した。

主な着眼点は次のとおりである。

- (1) 支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 旅行命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (3) 時間外（休日）勤務等命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- (4) 郵便切手等は、適正に管理されているか。
- (5) 備品は、適正に管理されているか。
- (6) 契約事務は、適正に執行されているか。

5 監査の結果

令和4年度の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認めた。

監査結果の詳細は次のとおりである。なお、各事務処理に関して注意を促した軽微な事項については省略する。

(1) 支出事務について

支出事務は、適正に行われていると認めた。

(2) 旅行命令について

旅行命令は合理的に行われ、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に基づき適正に執行されていると認めた。

(3) 時間外（休日）勤務等命令について

時間外（休日）勤務等命令は必要に応じて合理的に行われており、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき適正に執行されていると認めた。

(4) 郵便切手等について

郵便切手等の不正使用はなく、黒石市会計規則に基づき郵便切手受払簿によりおおむね適正に記帳、管理されていると認めた。

(5) 備品について

備品は、当年度購入分の備品保管簿への登録漏れが一部で見られたものの、その他の事務処理及び管理状況については黒石市会計規則に基づき適正であると認めた。

(6) 契約事務について

契約事務は、黒石市契約規則等に基づきおおむね適正に執行されていると認めた。